

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1822号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)	5種	知事の 事務部 局	本庁	(略)	5種
		室長（区分4種のもの並びに韓国室長及びロシア室長を除く。）				室長（区分4種のもの並びに韓国室長、 <u>ロシア室長及び産業金融室長</u> を除く。）	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
警察	本部	(略)	5種	警察	本部	(略)	5種
		(略)				(略)	
		許認可管理センター長 <u>子供女性安全緊急対処センター長</u>				許認可管理センター長	
		(略)				(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。